

雲仙仁田峠循環道における 協力金の取組について

奄美市道三太郎線の夜間利用ルール

**令和3年10月29日から三太郎線周辺で
夜間利用ルールを
試行しています!**

奄美大島は令和3年7月に世界自然遺産に登録されました。でも、利用が増えることで、野生動物の交通事故が増えたり、彼らの生活の場が荒らされてみんなの前に姿を現さなくなったりするかもしれません。生きものたちを守りながら自然を楽しめる素敵な島であるために、夜間の利用ルールにご協力をお願いします。

夜間利用ルール

- 市道三太郎線：**WEBでの事前予約制。**
(東西それぞれの入口から30分おきに1台ずつ)
- 野生動物観察ルールの順守をお願いします(裏面参照)。
- 夜間の動物観察にあたっては、**エコツアーガイドのご利用(有料)を推奨**します。
- 市道石原栄間線：**通行には予約時の申請が必要です。**
- 市道スタル俣線：**夜間の通行自粛**をお願いします。

**令和6年6月から
運用時間が変更になります!**

予約方法

- Web予約はこちら!**
- 現地予約**
下記の施設にお越し頂いても予約ができます。
(各施設への電話での問い合わせはご遠慮ください。)

予約が必要な時間帯

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●春・秋 (3～5月、8～9月)：8日18時～翌6時
●夏 (6月～7月)：8日19時～翌5時
●冬 (10月～2月)：8日17時～翌7時

- 奄美野生生物保護センター 大和村恵551
開館時間 9:30～16:30 (毎週日曜日(祝日は除く)、年末年始は休館)
- 奄美市住用総合支所市民福祉課 奄美市住用町西仲間111
開館時間 8:30～17:15 (土、日曜日、祝日は閉館)
- 奄美大島世界遺産センター 奄美市住用町石原476
※令和4年度オープン予定

※上記のいずれでも予約が困難な場合は下記の事務所に相談ください
※大学等による学術研究を目的としたご利用については、利用希望日の1週間前までに下記の事務所に相談ください

実施主体 奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議
事務局 環境省奄美群島国立公園管理事務所(環境省奄美野生生物保護センター)・
鹿児島県環境林務部自然保護課、奄美市市民部世界自然遺産課、奄美市住用総合支所市民福祉課

お問い合わせ 8:30～17:15 環境省奄美群島国立公園管理事務所 詳細は環境省奄美野生生物保護センター
TEL: 0997-55-8620 mail: RO-AMAM@env.go.jp ホームページよりご確認ください

ご利用に当たって

- エコツアーガイド同行を推奨!
・運転お任せで安全に観察!
・動物との遭遇、発見率が高い!
・右のQRコードから予約 →
- 予約時間の前後5分以内に出発してください。車間が詰まると野生動物に遭いにくくなります。
- ルール看板をよく読んでから通行してください。
- 仮予約、無断キャンセルはやめましょう。他の方の迷惑になります。
- 緊急時以外はUターンしないでください。
- 車を降りて観察する際には、**他の車やハブ等に十分注意**してください。

夜間の野生動物観察ルール

時速10km以下で走行

野生動物の事故防止のため、スピードを落とす走行する

小型の生物にも注意!

アマミノクロウサギだけではなく小型の両生類、爬虫類、鳥類などにも気を付けて走行する

水たまりは踏まない

カエルやイモリ、オタマジャクシ等の生体は水たまりであるため踏まないように注意する

本物の飛び出しに注意

道路の端から飛び出してくる生き物に気を付ける

下り坂はスピード注意

下り坂はスピードが出やすいので特に注意する

動物からは離れて観察

動物からは2m以上離れて観察する

餌を落としたり、触つたりしない

ペットは連れて行かない

大きな音を出さない

大声をたてない、車のドアを開け閉めしない

生き物を探すライトは車につき1本!

手持やライトで照らす生き物は1つに絞る

Q1 前の車についていたら?

A 合図がでるまで待機!
ハイビームをやめて一旦待機し、合図(左ウィンカー)がでるまで無理に追い抜かない。前の車は、十分観察ができた場合は後続の車に先頭をゆずる(左ウィンカーで合図)。

Q2 対向車が来たときは?

A ハイビームをやめる!
すれ違い時には上り優先通行とし、待機者(下り)は消灯する。

※市道三太郎線の長さは約10km。観察には1時間半～2時間程度かかります。(時間制限はありません。)

※市道石原栄間線の通行には、Web予約時の事前申請が必要です。また、自然保護パトロールの一環として、密猟者、昆虫トラップ設置等の異常があれば報告を行ってください。 報告先: RO-AMAM@env.go.jp

雲仙仁田峠循環道について

- ・もともとは自然公園内に設置された公園事業道路。公園事業道路として利用料を徴収していた
- ・雲仙市に移管された際に市道となったため、利用料ではなく協力金（100円）の徴収を行っている。
- ・雲仙市道ではあるが、一方通行と夜間の通行止めを行っている。
※夜間は入口と出口のゲートを施錠している。



雲仙仁田峠渋滞解消のための事前予約実証実験



紅葉シーズンの慢性的な渋滞
解消のための実証実験
(10/28・29・11/3・4・5)

- ・ 予約制
- ・ シャトルバスの運行
- ・ 協力金の徴収

※仁田峠駐車場に登山目的の車が長時間滞在してしまうことが、渋滞の大きな原因となっていた

紅葉シーズンには慢性的な渋滞が発生、最大120分待ちとなる場合も

バスに乗りたい方
または
登山したい方



協力金 500円

※登山目的の方は
コチラです

雲仙BASEからシャトルバス

- ・往路（雲仙BASE発）
7:30~15:30
- ・復路（仁田峠駐車場発）
8:10~16:40
- ・いずれも30分間隔で運行



予約はこちら



車で
仁田峠に
行きたい方



協力金 700円

※予約なしの方は800円

予約したら 仁田峠循環道ゲートへ

- ・スタッフにQRコードを
ご提示ください。



予約はこちら



車で仁田峠に
行ってロープウェイ
も乗りたい方



協力金 3100円

ロープウェイ往復乗車券
大人2枚付き

予約したら 仁田峠循環道ゲートへ

- ・スタッフにQRコードを
ご提示ください。
- ・ロープウェイチケット引換券
をお渡しします。



予約はこちら



事前予約されない場合 （当日、雲仙BASE（総合案内所） にて受付）

実証実験を行っている日は、事前予約された方が優先して通行可能となります。そのため、事前予約されていない方は、当日予約及び、当日に雲仙BASE（総合案内所）での受付対応（現金支払い可）となり待機時間が発生する場合がありますので、ご了承ください。なお、当日、雲仙BASE（総合案内所）で受付後、シャトルバスへの乗車も可能です。（1台当たり協力金500円・現金支払い可）

◎ポイント

事前予約の際に協力金徴収をセットで行っている。

※ただしクレジットカードのみ

（一般社団法人雲仙
観光局 HPより）

実際の協力金徴収の様子



①入場ゲート手前で、事前予約の有無の確認。

→予約されていればQRコードをその場で読み込み、入場



②未予約の場合その場で協力金の支払い（現金）

→予約者で駐車場が満車でない限り入場可能。※事前予約者優先



③雲仙BASEから運行されているシャトルバスに乗車して仁田峠に行くことも可能。

※登山目的の観光客についてはシャトルバス乗車を推奨。登山目的でない観光客でも乗車できる

協力金であるにも関わらず、高い徴収率であるのは、事前予約の際に協力金とセットとしていること、未予約者には入口で現金徴収していることがあげられる。料金徴収には多くの人手を要しており、ハイシーズンのみの徴収の仕方としては有効であるが、年間を通して行うことは難しい。

京都市税制課ヒアリング報告資料

令和 6 年 1 月 16 日（火）

京都市税制課：川戸税政企画・宿泊税担当課長、山田宿泊税係長

奄美市市民環境部：島袋市民環境部長、河野遺産政策係長、神田主査

京都市税制課訪問前に奄美市から質問事項を送付、当日は京都市からその回答を受けた。

Q 1. 平成 28 年 8 月に「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」を設置後、平成 29 年 8 月に答申、同年 9 月に市会に条例案提案、11 月議決、平成 30 年 2 月に総務省同意後、平成 30 年 10 月から課税開始と、かなりスピード感あるスケジュールで取り組んでこられたという印象があります。奄美市を含めた他自治体は、検討にかなり時間を要していることが多いと思いますが、貴市において短期間で検討～課税開始できた要因をご教示ください。

A 1. 当時、観光客の増加により、様々な課題が生じており、中には市民生活に影響を及ぼしているものもあり、その解決策のための財源の確保が課題となっていた。
このため、議会や宿泊事業者の理解が比較的得やすかったのではないかと考えている。

【参考】

2016（平成 28）年 2 月 2 日 毎日新聞より抜粋

京都市長選「インバウンド」で再び観光税論争

「インバウンド（訪日外国人）」巡り火花――。今年 7 日に投開票される 京都市長選で、立候補した 3 氏全員が「駐車場税」や「拝観税」「ホテル税」と、いずれも観光に関わる新税の導入や検討の必要性を主張している。近年、国内外の観光客が増え続けている京都だが、市財政への波及効果はいまひとつで、何とか新税導入で税収増につなげたいのが本音。かつて「古都税」論争が巻き起こった同市で、再び観光税論争が繰り広げられている。

2016（平成 28）年 11 月 18 日 門川京都市長臨時記者会見より抜粋

「京都市では、無許可の「民泊」が急増している。騒音や最近では賃貸住宅のオーナーが住民を追い出す、更新をしないといった状況がある。住民の安心・安全・暮らしと観光の宿泊客がトラブルの対象になる。こうしたことで住民の不安感が激増している。」

Q 2. 前問と関連して、条例案作成のスケジュールについてご教示ください。

A 2. 平成 29 年 8 月 検討委員会から京都市へ答申を提出
平成 29 年 9 月 京都市宿泊税条例案を提案
先進導入事例（東京都、大阪府）の条例を参考とした。

Q 3. 法定外税検討の支援や検討委員会の運営、条例案策定の支援など、検討業務にあたって外部委託の実績の有無についてご教示ください。

A 3. 外部委託は行っていない。

Q 4. 税率については検討会答申には盛り込まれていないことから、貴市内での検討を経て定まったものと考えておりますが、その検討過程や税率の根拠についてご教示ください。

A 4. 以下の視点から検討し、総合的に判断。

- ① 応益負担 入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合うとの性格から「広く薄く」負担を求める。
- ② 応能負担 一方、高額な宿泊料金の宿泊客については、その負担能力に見合った負担を求める。
- ③ シンプルな制度設計 宿泊料金区分をシンプルなものとすることで、季節や曜日等による宿泊料金の変動の影響も少なくなり、事業者の負担も軽減することができる。
- ④ 税収確保

【参考】

京都市宿泊税の税率

宿泊料金が 20,000 円未満である場合 200 円

宿泊料金が 20,000 円以上 50,000 円未満である場合 500 円

宿泊料金が 50,000 円以上である場合 1,000 円

京都市検討委員会答申より抜粋

東京都及び大阪府の事例では、宿泊料金 1 万円未満の宿泊については課税されないこと

とされている。一方で、関係者ヒアリングにおいて、宿泊料金にかかわらず、すべての宿泊施設について、負担を求めているかどうかとの提案があった。

宿泊客は、京都市での滞在時間が日帰り客よりも長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる。

また、宿泊施設に係る宿泊料金は様々であるが、低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受していると考えられる。

これらのことから、すべての宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではないと考える。

Q 5. 条例案議決にあたって付された付帯決議についての対応状況、特に付帯決議 1「違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉」、2「中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援」についてご教示ください。

A 5. 1「違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に補足」

税部門も平成 30 年 4 月から「民泊」対策プロジェクトチーム（※）に参画し、各局が局の枠組みを超えて連携し、業務を進めている。

（※）急増する民泊に関連する課題に対応するため、平成 27 年 12 月に設置。（観光、衛生、建築、消防等の関係部署により構成）

宿泊税を活用し、違法の疑いがある施設の調査・指導を行う体制を整備した。

2「中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援」

一定規模以下の施設について、3 ヶ月に 1 回の納入申告とする特例制度を設けた。

楽天ステイ（旧 楽天 LIFULL STAY）と宿泊税の代行徴収について協議を行い、平成 30 年 8 月に協定締結した。

【参考】

京都市宿泊税条例案に対する付帯決議

1. 税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊をはじめ違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。
2. 宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。
3. 宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施

設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び使途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。

4. 簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。
5. 日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。
6. 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

Q 6. 総務省協議について、具体的にどのような協議があったのかご教示ください。

A 6. 特に論点となったことはなかった。

Q 7. 課税開始時から現在まで、旅館業等を営む特別徴収義務者や住民からどのような意見が寄せられているかご教示ください。

A 7. 導入にあたっては宿泊関係団体からも協力したいとの御意見をいただき、またパブリックコメントでも賛成の声（宿泊税を導入して違法民泊を取り締まってほしい、文化財保護等に充ててほしい等）が多かった。

一方で、条例可決後に簡易宿所連盟から低価格帯の税率が高い等の御意見もあった。

制度開始後、宿泊税の使途について、宿泊事業者や市民からは、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」に活用してほしいとの御意見を多くいただいている。

Q 8. 旅館業等を営む特別徴収義務者の理解を得るために実施された取り組み（説明会の実施など）についてご教示ください。

A 8. 平成 30 年 4 月までに旅館業法の許可を取得した宿泊施設約 3,000 施設の事業者に対して、案内文書を送付。宿泊事業者向けの制度説明会を 4 月から 8 月にかけて計 18 回開催。（1 回：約 1 時間。計 1,304 施設の事業者が参加

Q 9. 課税開始までに要した経費（委託費、システム改修費など）がございましたら、その概要と金額をご教示ください。

A 9. システム改修費 約 310,000 千円 宿泊税制度周知業務委託費 約 16,000 千円
制度説明会会場使用料 約 1,000 千円

Q 1 0. 貴市内宿泊料金について、物価高騰の影響など、課税開始からこれまでの状況をご教示ください。

A 1 0. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客数急減の影響により、客室単価は一時低下していたが、宿泊需要の高まりや、人件費・原材料費高騰に対応した価格設定をとる施設が増えていると認識している。

【参考】

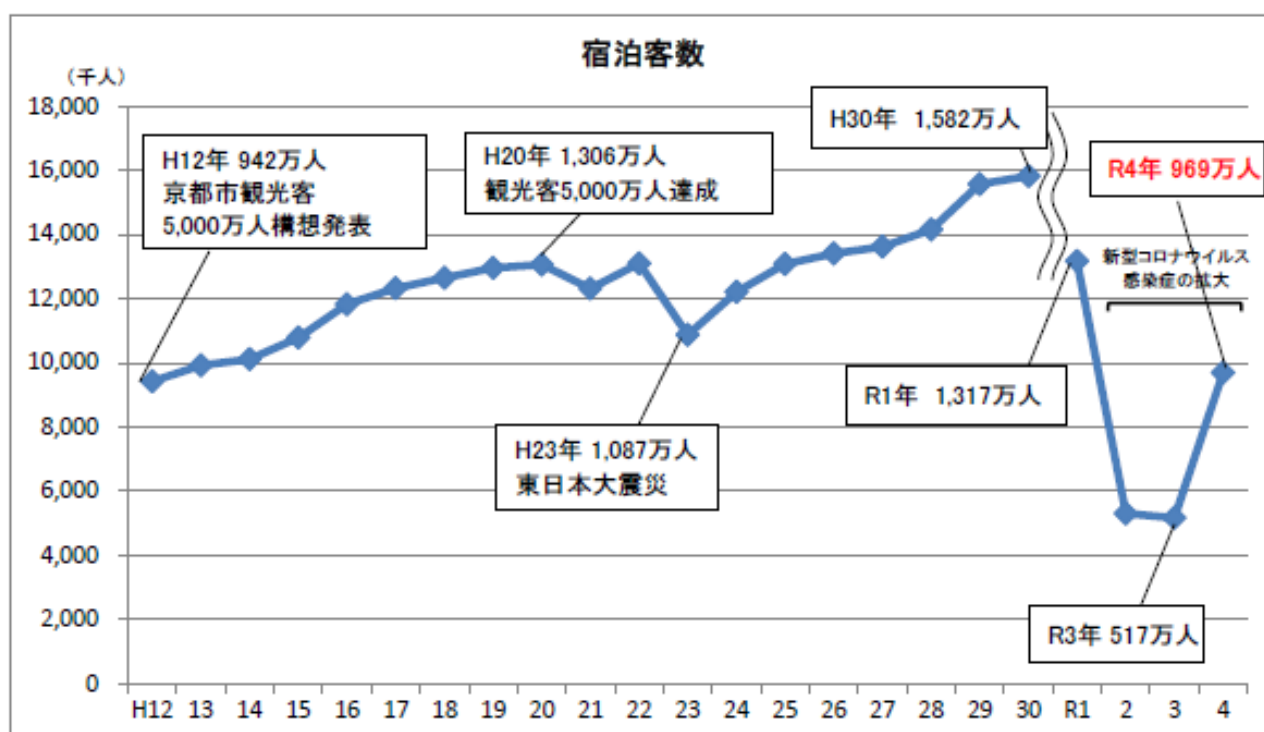
京都市宿泊税決算額推移（単位：千円）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
宿泊税	調定済額	1,550,012	4,226,798	1,350,143	1,666,704	3,073,727
	収入済額	1,538,413	4,201,494	1,289,984	1,627,670	3,045,900
	徴収率	99.3%	99.4%	95.5%	97.7%	99.1%

※ 平成 30 年 10 月 1 日から課税開始

2 宿泊客数(実人数)

～年間宿泊客数(実人数)は969万人～



(注) 調査手法の変更により、令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。

京都市産業観光局「観光客の動向等に係る調査」より

※ 宿泊客数は暦年集計

パラオ共和国基礎情報 外務省ホームページ等より抜粋

○面積：488km²（屋久島とほぼ同じ） ○人口：18,024人

○主要産業：観光業

○経済概況：米国とのコンパクト※に基づく無償援助に大きく依存している。

日本、米国及び台湾からの無償援助に依存する建設業、食料品・消費財の輸入に立脚する商業及び観光産業が主要産業となっており、それぞれの産業では外国人労働力への依存度が高い。またパラオ人の過半数が公務員である。観光に関しては、2015年（16.4万人）をピークとして日本からの直行便や中国からの主要チャーター便の運休等により、観光客数は1.8万人まで減少したが、2022年以降、回復基調に転じた。

○2012年「ロックアイランド群と南ラグーン」が世界複合遺産に登録

※コンパクト：米国とパラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国との自由連合盟約



プリスティン・パラダイス環境税 在パラオ日本国大使館、駐日パラオ共和国大使館ホームページ等より抜粋

2018年1月1日から、パラオへの旅行者に対するプリスティン・パラダイス環境税（PPEF）100ドルの徴収が開始されました。PPEFは、航空券の代金に上乗せする形で徴収されます。これまでパラオへの旅行者は、パラオ出国時に空港にて出国税20ドルと環境税30ドルの合計50ドルを支払う必要がありましたが、PPEFを支払った旅行者は、出国時にこれらの税を支払う必要がなくなりました。PPEFはパラオ国家海洋保護区法にて制定され、環境保護を目的として開始されます。

（2017年）12月7日（木）よりパラオ入国時の入国スタンプが変更されます。新しい入国スタンプには“Palau Pledge”（パラオ誓約）と同意の署名欄が含まれます。“Palau Pledge”（パラオ誓約）の日本語文は以下の通りです。

“パラオの皆さん、私は客人として、皆さんの美しくユニークな島を保存し保護することを誓います。足運びは慎重に、行動には思いやりを、探査には配慮を忘れません。与えられたもの以外を取りません。私に害のないものは傷つけません。自然に消える以外の痕跡を残しません。”



その他 JALホームページより抜粋

パラオチャーター 特典航空券キャンペーンページ

※2018年1月1日よりプリスティン・パラダイス環境税100.00USドルが設定されました。これに伴い、今までの出国税20.00USドル並びにグリーン税30.00USドル（環境税）は廃止されます。新たな環境税は航空券のご購入時にお支払いください。

（JAL定期便としてパラオ便はない模様）

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ①

- 海外の入山・入園に関する税等として、キリマンジャロ(タンザニア)、サガルマータ(ネパール)、プリトヴィツェ湖群(クロアチア)、アコンカグア(アルゼンチン)等で、入園料・入山料制度が存在。
- 外国人料金が顕著に高いことが特徴。また、観光シーズンによって価格差を設けているケースも。

諸外国における入園・入山に関する税等の概要

	タンザニア	ネパール	クロアチア	アルゼンチン																																				
税目	・キリマンジャロ国立公園 入園料(conservation fee)	・サガルマータ国立公園 入園料(entrance fee)	・プリトヴィツェ湖群国立公園 入園料(entrance fee)	・アコンカグア入山料 (entrance fee)																																				
導入目的	・国立公園(1973年設立)保全	・国立公園(1976年指定)の 保全、野生生物の保護	・国立公園(1949年指定)の 恒久的な保護・整備	・州立公園(1983年指定)の 運営・サービス提供のため																																				
課税対象	・公園入園者	・公園入園者	・公園入園者	・入山者																																				
税率 その他	・公園入園時に課税 (5/16-3/14のピークシーズン、 16歳以上1日1人当たり) <table><tr><td>東アフリカ在住者</td><td>10,000TZS</td></tr><tr><td>タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人</td><td>35USD</td></tr><tr><td>東アフリカ非在住者</td><td>70USD</td></tr></table> ※非在住者の料金は東アフリカ在住者の 14倍[8,200円]程度 ・<u>入園時に購入</u>。 ・付加価値税(18%)がかかる ・ローシーズンや5歳～15歳は 割引料金、5歳未満は無料 ・キャンプ・宿泊・ガイド帯同等に は別途料金がかかる ・収入は公園の維持管理に用途	東アフリカ在住者	10,000TZS	タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD	東アフリカ非在住者	70USD	・公園入園時に課税 (1日1人当たり) <table><tr><td>ネパール人</td><td>100NPR</td></tr><tr><td>南アジア地域 協力連合</td><td>1,500NPR</td></tr><tr><td>外国人</td><td>3,000NPR</td></tr></table> ※外国人の料金はネパール人の 30倍[3,000円]程度 ・<u>複数の入園口で購入</u>。 ・付加価値税(13%)がかかる ・10歳未満は無料 ・トレッキングには別途料金 ・<u>収入の30～50%を保全区域 の生物多様性保全に資する 活動に充当</u>	ネパール人	100NPR	南アジア地域 協力連合	1,500NPR	外国人	3,000NPR	・公園入園時に課税 (18歳以上、1日又は連続す る2日間有効、単位:ユーロ) <table><tr><th>時期</th><th>1日券</th><th>2日券</th></tr><tr><td>11月～3月</td><td>10.0</td><td>15.5</td></tr><tr><td>4・5・10月</td><td>23.5</td><td>39.5</td></tr><tr><td>6～8月</td><td>16時以前 39.8 16時以降 26.5</td><td rowspan="2">59.7</td></tr><tr><td>9月</td><td>15時以前 39.8 15時以降 26.5</td></tr></table> ・<u>オンラインで購入</u>し入園時に 有効化又は入園時に購入 ・付加価値税が含まれる ・7歳～18歳は割引料金、7歳 未満は無料	時期	1日券	2日券	11月～3月	10.0	15.5	4・5・10月	23.5	39.5	6～8月	16時以前 39.8 16時以降 26.5	59.7	9月	15時以前 39.8 15時以降 26.5	・入山時に課税 (Horconesルート、ガイド無し 1日1人当たり) <table><tr><td>外国人</td><td>1,300USD</td></tr><tr><td>南米人</td><td>950USD</td></tr><tr><td>国民</td><td>27,000ARS</td></tr><tr><td>メンドサ州民</td><td>17,000ARS</td></tr><tr><td>ラス・エラス市民</td><td>8,500ARS</td></tr></table> ※外国人の料金はラス・エラス市民 の25倍[150,000円]程度 ・<u>要事前購入</u> ・訪問ルートで値段が異なる ・13歳未満、退職者又は65歳 以上、障害者とその同伴者、 フォークランド紛争退役軍人 は無料	外国人	1,300USD	南米人	950USD	国民	27,000ARS	メンドサ州民	17,000ARS	ラス・エラス市民	8,500ARS
東アフリカ在住者	10,000TZS																																							
タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD																																							
東アフリカ非在住者	70USD																																							
ネパール人	100NPR																																							
南アジア地域 協力連合	1,500NPR																																							
外国人	3,000NPR																																							
時期	1日券	2日券																																						
11月～3月	10.0	15.5																																						
4・5・10月	23.5	39.5																																						
6～8月	16時以前 39.8 16時以降 26.5	59.7																																						
9月	15時以前 39.8 15時以降 26.5																																							
外国人	1,300USD																																							
南米人	950USD																																							
国民	27,000ARS																																							
メンドサ州民	17,000ARS																																							
ラス・エラス市民	8,500ARS																																							

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1USD=約116円、1EUR=130円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1TZS=約0.06円、1NPS=約1.0円、1ARS=0.7円(OANDAの2023年2月20日のレート)。
(出典) タンザニア政府「Tariffs from 1st July 2022 to 30th June 2023」、ネパール政府「Sagarmatha National Park」、プリトヴィツェ湖群国立公園の公式ウェブサイト、アコンカグア州立公園公式ウェブサイト等より作成。

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ②

- 海外の入島に関する税等として、ガラパゴス諸島（エクアドル）、イースター島（チリ）、ピピン島（タイ）等で、入島税や入島料の制度が存在。
- いずれも外国人料金が高いことが特徴であるが、イースター島は観光客全体の流入抑制のため、チリ国民の料金も高く設定している。

諸外国における入島に関する税等の概要

	エクアドル	チリ	タイ														
税目	・ガラパゴス諸島入島税(entrance tax)	・イースター島入島料(entrance ticket)	・ピピ島入島料(entrance fees)														
導入目的	・ガラパゴス諸島(1978年世界自然遺産登録)の生物多様性の保全	・国立公園(1995年世界文化遺産登録)の文化・動植物の保護保存	・海洋国立公園(1983年指定)の野生生物・植物の保護保全														
課税対象	・入島者	・入島者	・入島者														
税率 その他	・入島時に課税(12歳以上の観光客、1人当たり) <table><tr><td>エクアドル居住者</td><td>6USD</td></tr><tr><td>アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)の国民</td><td>50USD</td></tr><tr><td>その他の外国人観光客</td><td>100USD</td></tr></table> ※外国人観光客はエクアドル居住者の17倍[11,600円]程度 ・バルトラ空港又はサンクリストバル空港で購入 ・12歳未満は半額、エクアドル非在住海外国立教育機関在籍の外国人留学生観光客は割引 ・陸域・海域動植物の生物多様性保全に対する資金提供、地方自治体等が実施する持続可能な開発活動への資金提供、施設の維持管理等に活用 ・加えて、ガラパゴス諸島行きフライト前に入島申告書類を記入しトランジットカード(20USD)を要購入	エクアドル居住者	6USD	アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)の国民	50USD	その他の外国人観光客	100USD	・入島時に課税(12歳以上の観光客、1人当たり、10日間有効) <table><tr><td>チリ国民</td><td>20,000CLP</td></tr><tr><td>外国人</td><td>54,000CLP(80USD)</td></tr></table> ※外国人はチリ国民の2.7倍[10,800円]程度 ・オンライン、又は、マタベリ国際空港、主要都市(ハンガ・ロア村)チケットオフィス等で購入。 ・7歳～12歳未満は半額、7歳未満無料 ・2018年8月から、観光客抑制等のため、観光客(ラパヌイ人として登録された先住民以外)は、入島申告書類のオンラインでの事前申請を義務付け、30日以上の上の島での滞在を認めなくなった	チリ国民	20,000CLP	外国人	54,000CLP(80USD)	・入島時に課税(ピピドン島、ピピレ島、バンブー島訪問時、1人当たり、5日間有効) <table><tr><td>タイ国民</td><td>40THB</td></tr><tr><td>外国人</td><td>400THB</td></tr></table> ※外国人はタイ国民の10倍[1,400円]程度 ・3歳～15歳未満、又は身長140cm以下は半額、3歳未満無料 ・毎年6月～7月は閉鎖 ・外国人のスキューバダイバーには別途料金がかかる	タイ国民	40THB	外国人	400THB
エクアドル居住者	6USD																
アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)の国民	50USD																
その他の外国人観光客	100USD																
チリ国民	20,000CLP																
外国人	54,000CLP(80USD)																
タイ国民	40THB																
外国人	400THB																

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1USD=約116円、1THB=約3.5円 (2020～2022年の為替レート (TTM) の平均値、みずほ銀行)、1CLP=約0.2円 (OANDAの2023年2月20日のレート)

(出典) ガラパゴス諸島「Parque Nacional Galápagos」、イースター島「Rapa Nui National Park - Entrance, places, prices and information」、ピピ島「Announcement Of The Department Of National Parks Attractions That Require A Special Fee」等より作成。

その他の地方環境税等の概要 ①

- 森林環境税や産業廃棄物税以外にも、狩猟税や鉱区税・鉱産税、受益者負担や財源確保の観点から自治体が独自に課税する各種環境関連税が導入されている。

法定税

※法定税とは、地方税法に税目が特定されている税目のこと。

税目	狩猟税（目的税（都道府県税））	
課税目的	鳥獣保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当	
課税対象	狩猟者の登録を受けるものに対して課税	
税率	・網猟免許、わな猟免許に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－8,200円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－5,500円 ・第一種銃猟免許（装薬銃及び空気銃）に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－16,500円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－11,000円 ・第二種銃猟免許（空気銃のみ）に係る登録者－5,500円 等（各種減額措置あり）	
税收	7.5億円（2020年度実績） 捕獲や電気柵設置等の有害鳥獣対策、鳥獣保護員による保護監視パトロール、動物の生息調査、放鳥、狩猟者講習会などに充当	

※ 平成27年税制改正大綱における「有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等」により、平成31年3月31日まで以下の減免措置が講ぜられることとなった。（令和6年3月31日まで延長。）

- ① 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を非課税。
- ② 被害防止の目的で捕獲に従事した者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1。

税目	鉱区税（普通税（都道府県税））	鉱産税（普通税（市町村税））
課税目的	鉱区の設定を受けた鉱業権者が、地下の埋蔵鉱物を掘採するという特権を与えられていることに対して課税	鉱物の掘採の事業に対する課税
課税対象	鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に課税	鉱物の掘採事業（鉱業者）に対して課税
税率	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ➢ 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ➢ 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ➢ (1)の税率の3分の2 (3) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ➢ 面積100アールごとに 年額200円（ただし、砂鉱区のうち河床に在するもの延長1,000メートルごとに年額600円）	・鉱物月産 200万円を超える事業場 ➢ 標準税率 1%、制限税率 1.2% ・鉱物月産 200万円以下の事業場 ➢ 標準税率 0.7%、制限税率 0.9%
税收	3.2億円（2020年度実績）	18億円（2020年度実績）

その他の地方環境税等の概要 ②

法定外税(都道府県・市町村)

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	乗鞍環境保全税（岐阜県）
課税目的	環境保全施策を実施するための費用に充当
課税対象	岐阜県が乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者を対象に課税
税率	乗車定員が30人以上の自動車：観光バス…3,000円/回、一般乗合用バス…2,000円/回 乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 乗車定員が10人以下の自動車…300円/回
税收	300万円(2020年度実績)
使途	乗鞍環境自然保護員活動、獣害対策研究会活動、環境影響評価調査、乗鞍シラビソ等立ち枯れ状況調査等に使用

税目	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
課税目的	数多くの文化遺産を中心としたまちづくりの計画的な推進に要する費用に充当
課税対象	有料駐車場に駐車する者を対象に福岡県太宰府市が課税
税率	二輪車(自転車を除く)：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円、乗車定員11～29人の自動車：300円、乗車定員29人超の自動車：500円
税收	5,100万円(2020年度実績)
使途	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備に使用

税目	遊漁税（山梨県富士河口湖町）
課税目的	有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策の費用に充当
課税対象	河口湖の遊漁者(釣り人)を対象に山梨県富士河口湖町が課税
税率	200円/人・日
税收	800万円(2020年度実績)
使途	駐車場やトイレの整備、湖畔清掃など、環境整備と環境美化の推進に使用

税目	環境協力税（沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村）、美ら島税（沖縄県座間味村）
課税目的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当
課税対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税
税率	100円/回(障がい者、高校生以下(伊是名村・伊平屋村)または中学生以下(渡嘉敷村・座間味村)は課税免除)
税收	1,300万円(2020年度実績 沖縄県伊是名村：300万円、沖縄県伊平屋村：200万円、沖縄県渡嘉敷村：500万円、沖縄県座間味村：300万円)
使途	上記の目的実現のために使用

税目	開発事業等緑化負担税（大阪府箕面市）
課税目的	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上
課税対象	事業として行う開発行為等の行われる土地面積への課税
税率	250円/㎡
税收	8,200万円(2020年度実績)
使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの

富士山保全協力金(山梨県、静岡県)の概要

富士山保全協力金の概要

課税目的	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当
課税対象	山梨県、静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収
金額	1人1,000円を徴収(2022年)
徴収期間	山梨県は現地・コンビニ・インターネット支払ともに7月1日～9月10日、静岡県は現地・コンビニ支払が7月10日～9月10日、インターネットのみ7月1日～9月10日(いずれも2022年)
実施状況	2013年夏に10日間の社会実験(試験徴収)を実施、2014年夏から本格導入、基金化して運用。 山梨県で2015年3月16日に富士山保全に関する条例案可決、静岡県で2015年3月11日に富士山保全条例が成立。 2019年から散策目的の観光客も対象とするため、徴収範囲を「5合目から先に立ち入る来訪者」に拡大。 また徴収の重点を5合目から6合目に移し、電子マネーによる決済を開山期間通して実施。
徴収合計	2021年は約5,778万円(山梨県が約3,539万円、静岡県が約2,239万円)
用途	上記の目的実現のために使用

富士山保全協力金の用途

(1)富士山の環境保全

- 自然環境の保護: 富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策、外来植物侵入防止対策 等
- トイレ整備: 臨時公衆バイオトイレの設置・運営、山小屋トイレの改修(バイオトイレ) 等
- 登山者対策: 登山道の巡視(須走ルート五合目～八合目)、登山者カウンターの購入 等

(2)登山者の安全対策

- 登山者への安全指導: 富士山安全指導センターの運営、安全誘導員の配置、外国人サポート(通訳、多言語音声案内機の設置)、国内外の登山者向けの安全登山や環境保全の理解を促すビデオ、ライブカメラによる山頂気象情報の配信、噴火に備えたヘルメット・ゴーグル
- 下山道の安全確保: 土留壁の土砂除去、下山道の標柱更新
- 安全管理: 五合目総合管理センターの運営、富士山衛生センター(救護所)の開設期間延長、緊急連絡用簡易無線機の購入、AED設置

(3)その他

- 登山者動向調査
- 富士山保全協力金の実施経費: 協力者証の作成

※ 静岡県では、富士登山をされない方など富士山保全協力金対象者以外の方を対象とする「富士山寄附金制度」も設置されている(令和4年3月1日現在、約2,343万円)。
(出典)富士山世界文化遺産協議会「富士山保全協力金」、山梨県「富士登山をされる皆様へ「富士山保全協力金」のお願い」、静岡県「これまでの富士山寄附金の受入状況」等より作成。

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金

課税目的	世界自然遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、山岳部に入山する者や自然環境保全の取組に賛同する者の協力により、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心して安全な自然体験の環境整備を行うこと
対象者	屋久島の世界自然遺産地域に登録されている奥岳をはじめ、山岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者(中学生以上)
金額	基本額 一人あたり ・日帰り利用者:1,000 円 ・山中で宿泊する利用者:2,000 円
徴収期間	現地:毎年3月1日から11 月30 日 その他の方法による収納は年間を通じて実施する。
実施状況	平成29年3月から、地域が一体となって地域経済と環境保全をリンクさせた人と自然が共生する屋久島方式の持続可能なエコツーリズム事業として、『世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金事業』を実施
収納額	H30:27,261,968円 R1 :45,489,549円
使途	(1)山岳トイレの維持管理経費 (2)携帯トイレブースの維持管理経費 (3)登山道(トロッコ道も含む)の点検及び軽微な補修費 (4)山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費 (5)奥岳をはじめ山岳地域の普遍的価値を損なわないマナーや利用ルールの啓発にかかる経費 (6)協力金の収納にかかる経費及び事務局経費 (7)町道荒川線のマイカー規制等に係る経費 (8)その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費
その他	・世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例によって納入をお願いするもの ・納入は任意 ・登山をされない方も観光協会案内所などで納入可 ・協力金にご協力いただいた方に、ガイドツアーや宿泊所などにおいて、特典を提供(還元)